

2020年3月31日

JTT/J1/J2 大会及び JTA ベテランツアーダイバ
主催者各位

公益財団法人日本テニス協会
専務理事 福井 烈



JTA 公式トーナメントの開催についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染発生に伴い、本協会のテニス大会開催に関する考え方は本年2月27日に発信したところです。そこでは本協会公認・後援大会については、「開催に関する最終判断は各主催者の責任による自主判断によるものとなるが、スポーツ庁や総理発言を踏まえた対応を期待します」としました。

その後、感染は全世界に拡がりパンデミック化し、3月18日には国際テニス連盟(ITF)、ATP、WTA はすべての大会を少なくとも6月8日までは開催しない決定を行いました。そして3月23日には、東京オリンピック・パラリンピックの開催の延期も発表されました。この間、日本国内においても感染が全国規模となり、政府・自治体による外出自粛の動きは大都市圏にまで及んでおり、公共交通機関を利用した移動の危険性が強く指摘されているところです。

こうした状況変化において、日本テニス協会は本協会公式トーナメント(JTT/J1/J2 大会、ベテラン大会)について、選手そして大会に関わるすべての人の健康と安全を守り、同時に、本協会公式トーナメント関連規則が求める「テニス界の健全な発展」、「公正な競技環境の構築」を担保するため、別紙の決定をしました。ここに謹んでお知らせ申し上げます。なお、JTA ジュニアランキング対象大会開催に関する勧告は4月2日に公表の予定です。

日本テニス協会は、皆様と力を合わせてこの難局を乗り越え、スポーツの力で世界中の人々に希望や勇気を与えていくことができるよう、役職員が一丸となり、その使命と役割を果たしていきたいと思います。本決定に対するご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

別紙1： JTT/J1/J2 大会開催に関する勧告

別紙2： JTA ベテランツアーダイバ大会に関する勧告

別紙 1：JTT/J1/J2 大会開催に関する勧告

1. 本年 4 月 1 日から 6 月 7 日までの期間、すべての JTT、J1、J2 大会の開催中止・延期を大会主催者に勧告いたします。
2. この勧告により大会を中止または延期した場合、JTA 公式トーナメント管理規程第 6 条（トーナメントの取りやめ）の「やむを得ない事情」に該当することとします。また、中止の場合は同規程第 9 条の承認料は発生しないものとします。ただし、既に納入済みの承認料について、一旦返金するか、翌年度同大会の承認料として繰り越すかといった実際の運用は、地域・都道府県テニス協会の判断に一任するものとします。
3. 現在受け付け中のオンラインエントリーについては、すべての大会を 4 月 1 日より、一旦停止とさせていただきます。
4. トーナメントプランナー(TP)使用に伴い発生する JPIN 利用料については実費ベースの考え方で、大会が実施され TP を使用した場合には通常どおりお支払いいただきます。
5. 大会の中止が決定した場合、または、延期の結果出場が叶わなくなった場合、既に支払い済みのエントリー料金がある場合は、後日選手に返金するものとします。但し、返金の具体的な方法と時期については別途検討し、追って大会主催者および選手にお知らせさせていただきます。
6. 中止勧告期間の間に予定されていた大会については、実施の有無にかかわらず、一切のランキングポイント付与を凍結するものとします。
7. ランキングの発表は、勧告期間前に行われた大会の結果反映のため、4 月 7 日付のランキングをもって、停止といたします。
8. 仮に 6 月 8 日以降に中止勧告が解除された場合に、その後開催された公認大会にかかるランキングポイント付与についての取り扱いについては、可能な限り公平性を確保する形で本協会が検討し、できるだけ早期に公表いたします。

以上

別紙2：JTA ベテランツアーダイバーカップに関する勧告

1. 本年4月1日から6月7日までの期間、すべての日本ベテランツアーダイバーカップの開催中止・延期を大会主催者に勧告いたします。
2. この勧告により大会を中止または延期した場合、JTA 公式トーナメント管理規程第6条（トーナメントの取りやめ）の「やむを得ない事情」に該当することとします。また、中止の場合は日本ベテランツアーダイバーカップ管理規程第12条2項の公認料は発生しないものとします。ただし、既に納入済みの公認料がある場合、返金の具体的な方法と時期については別途検討し、追ってお知らせさせていただきます。
3. 大会の中止が決定した場合、または、延期の結果出場が叶わなくなった場合、既に支払い済みのエントリー料金がある場合は、後日選手に返金するものとします。返金の具体的な方法と時期については大会主催者より選手にお知らせ下さい。
4. 中止勧告期間の間に予定されていた大会については、実施の有無にかかわらず、一切のランキングポイント付与を凍結するものとします。
5. 仮に6月8日以降に中止勧告が解除された場合に、その後開催された公認大会にかかるランキングポイント付与についての取り扱いについては、可能な限り公平性を確保する形で本協会が検討し、できるだけ早期に公表いたします。

以上